

遺書による保険金受取人の変更

最3小決平成19年6月12日（平成19年（オ）第495号、平成19年（受）第564号）上告不受理
第二審 福岡高判平成18年12月21日（平成17年（ネ）第1040号、保険金請求控訴事件）

判時1964号148頁、判タ1235号296頁

第一審 福岡地判平成17年9月28日（平成17年（ワ）第413号、保険金請求事件）

判時1964号153頁

【事実の概要】

CとDは夫婦であり（以下「C夫婦」という。）、BはC夫婦の長男である。上記3名は、h市k町（以下番地省略）に居住していた。

X（原告、控訴人）は、Dの実妹であり（ただし、戸籍上は、DはXとは別の親の子として出生届がなされている。）、C夫婦の住所に比較的近いi市に住んでいることもあって、C夫婦とは日ごろから親しく交流していた。

Bは、平成9年3月1日、Y₁生命保険相互会社（被告、被控訴人）との間で、被保険者をB、死亡保険金受取人をC、死亡保険金額を2000万円（災害以外による死亡のとき。なお、これ以外に災害以外による死亡のときに支払われる保険金の約定の存在を認めるに足りる証拠はない。）などとする生命保険契約を締結した（以下「本件契約1」という。）。

Bは、平成14年4月1日、Y₂生命保険相互会社（被告、被控訴人）との間で、被保険者をB、死亡保険金受取人をC、死亡保険金額を300万円、特約保険金額（被保険者が当該特約の保険期間中（本件では平成44年3月末日まで）に死亡したときに支払われる保険金）を700万円などとする生命保険契約を締結した（以下「本件契約2」という。）。

B及びC夫婦は、平成16年9月10日早朝、h市1町のj港岸壁から、C運転の自動車もとも海に飛び込んで、一家心中（以下「本件心中」という。）を図った。これにより、Bは同日午前6時33分、同市m町（以下番地省略）所在のO病院において、溺水により死亡した。また、Dはこれに先立つ同日午前4時50分ころ上記港で死亡し、CはBの死亡後である同日午前6時56分に、同市n町（以下番地省略）所在のS病院で、やはり溺水により死亡した。

Xは、同月11日に、同月10日の消印があり、裏面に差出人として「C」と書かれた「Xダッシュ」宛ての封筒（以下「本件封筒」という。）に封

入された同年8月24日付けの手紙（以下「本件手紙」という。）を受領した。

Xは、①本件手紙をもって、Bが、本件契約1及び2にかかる各死亡保険金（以下、一括して「本件保険金」という。）の受取人をCからXに変更する旨の意思表示をした、②被保険者であるBの死亡原因は合意の上での一家心中であり、自殺の範疇に留まるものであって、Bの故殺によるものではないから、Yらは免責されない、として主張し、Y₁に対し3,200万円、Y₂に対し1000万円の本件保険金等の請求をした。

これに対して、Yらは、①本件手紙において、Bが保険金受取人を変更する旨の意思表示をした事実は認められない、②保険金受取人Cが被保険者であるBが同乗する車を運転して海に飛び込み、Bを死亡させたのであるから、免責事由である故殺に該当する、として支払を拒否した。

原審（福岡地判平成17年9月28日判時1964号153頁）は、「本件手紙においては、Xに保険金を帰属させる旨の意思表示がなされているのではなく、保険金の用途を指定してその実行をXに委託するとともに、残余金はC家の祭祀に充てることを欲する旨の意思表示がなされているというべきである。したがって、本件手紙において、保険金受取人をCからXに変更する旨の意思表示があったと認めることはできない。」としてXの請求を棄却した。

そこで、Xが控訴したのが本件であるが、控訴審においては、従前の主張に加えて、Cが保険金請求権をXに死因贈与した旨の主張が追加された。

【判旨】Y₁の関係で原判決変更、Y₂の関係で原判決取消。

「2 本件手紙の解釈（争点(1)）」

(1) 本件心中の背景事情

ア BはC夫婦の唯一人の子であることもあって、C夫婦はBを大変可愛がって育ててきた。

ところが、そのBが勤め先の会社（t書店）の金（約650万円）を使い込み、同社を解雇

されてしまった。同人はまた、サラ金各社に対する合計 350 万円にのぼる債務も抱えていたが、無職無収入となって上記使い込み金やサラ金への債務の返済の当てもなくなり、かといって親にも相談できずに悩んだ末、自殺を図ったが未遂に終わった。

イ C 夫婦らは、一睡もせずに B の行方を捜し回り、漸く 2 日後に同人の友人によって発見してもらった。そこで、初めて B の置かれた状況を知らされた。

ウ しかし、C 夫婦にもこれといった資産があるわけではなく、また C 自身も病気がちであるため、到底 B の 1,000 万円以上にのぼる借財等を返済する力はないということで、親子ともども将来を悲観し、生きる気力をなくしてしまった。

エ こうして、3 人で話し合った結果、いっそ 3 人で心中して楽になろうということになった。」

「(2) 本件手紙の趣旨

ア 本件手紙の末尾には C 夫婦及び B の名が記載されているけれども、その文面のみならず、本件封筒の裏面には差出人として C の氏名のみが記載されていることなどからして、本件手紙の作成者が C であることは明白である。そして、この点は X も認めているところである。

イ しかしながら、本件手紙は、上記(1)のような背景事情のもとに、親子 3 人で話し合った結果、一家心中を決意した上で、D の実妹であり、日ごろから親しく交流していた X に死後の後始末を託そうとしたものであって、親子 3 人の総意を踏まえて一家の長である C がしたためたものと解するのが相当である。C 主体の文面であるにもかかわらず、その末尾に 3 人の名が記載されているのはその点を明らかにする趣旨であるものといつてよい。

ウ そして、X に後事を託するに当たり、C 夫婦及び B が念頭に置いたのが、本件保険金の扱いであることもまた明らかである。すなわち、同人らは、B の命の代償に得られる本件保険金をもって、B の不始末の清算 (t 書店への使い込み金の支払い、サラ金の返済) をするとともに、C 夫婦の R (X の夫) に対する債務の残金 170 万円を支払い、残余のうちから C 夫婦及び B の永代供養料を支払ってもらいたい旨を X に依頼したのである・・・

そして、その依頼に当たっては、当然のことながら、本件保険金を X において受領すべきことが前提にされているのであり、単に『保険金の使途を指定して、その実行を X に委託』しているにとどまるものではない。Y らは、本件手紙の趣旨がそれにとどまるかのように主張するけれども、形式的に過ぎ、到底採用することができない。

エ したがって、X をして本件保険金を受領せしめるといふ C 夫婦及び B の意思はこの上なく明確であるが、これを、本件保険金受取人を C から X に変更する旨の B の意思表示 (争点(1) [1]) と解すべきなのか、それとも、C の本件保険金請求権の X への死因贈与の意思表示 (同 [2]) と解すべきなのかは微妙なものがある。

ただ、本件保険金の受取人である C が本件保険金請求権を取得した上で、これを X に譲渡 (死因贈与) するというからには、C が被保険者である B よりも先に死亡してしまったのでは前提が成り立たないが、本件心中の方法が前提事実(3)のようなものである以上、C が B よりも先に死亡しないという保証はないから、上記 [2] だとするのはいささか無理がある。

X をして本件保険金を確実に受領せしめるためには、本件保険金の受取人を C から X に変更しておくに如くはない。そして、本件手紙が C によってしたためられたものではあっても、それは C 夫婦及び B の 3 人の総意に基づくものと解すべきであることは上記イのとおりであるから、本件手紙には、本件保険金受取人を C から X に変更する旨の B の意思表示が含まれていると解することもできないわけではない。

オ もっとも、本件手紙には、『これ (本件手紙) を読み終わり次第、必要事項をメモをして、これはすぐに焼き捨てて下さい』とも記されていることからすると、C らが本件手紙の意義を全く重視していなかったことが明らかである。そして、C 方自宅のちゃぶ台の上に本件各保険契約の保険証券 (2 通) が置かれていたこと・・・をも勘案すれば、C らは、B が死亡したという事実と上記保険証券がありさえすれば、X が本件保険金を受領するのに何らの障害もないという認識であったことが窺われるのである。そうであれば、本件手紙

の解釈として上記〔1〕であるか、それとも同〔2〕であるかなどとについても、所詮は、いかにすればXが本件保険金を受領することができるかという観点から、Cらの真意とは別のところで議論しているにすぎないとの感を免れない。

しかし、それにしても、上記のとおり、本件保険金をもってBの不始末などを清算するべく、Xをして本件保険金を受領せしめるといふC夫婦及びBの意思はこの上なく明確である以上、そのような意思は可能な限り酌んで然るべきである。そして、上記エで見たと同様に照らせば、同〔1〕と解する方がより合理性があるものと解する。

3 商法 680 条 1 項 2 号の免責事由の有無（争点 (2)）

(1) 争点 (1) についての検討の結果、本件手紙をもって、本件保険金の受取人をCからXに変更する旨の保険契約者 (B) の意思表示がなされたものと解すべきであるとの結論が導かれた以上、それとは前提を異にする争点 (2) についてはもはや検討する必要はないことになる筋合いである。しかしながら、上記争点 (1) についての結論が多分に微妙であり、CからXへの保険金請求権の譲渡があったものと解される余地もあること (上記 2 (2) オ参照) を考慮して、争点 (2) についても念のため判断しておくこととする。

(2) 本件心中は、前提事実 (3) のような方法で取行されたものであり、その際にはCが運転していたこと、同人は、本件手紙の中でも『私が二人を連れて逝きます』と記載していることなどからして、同人が本件心中において主導的な役割を果たしたであろうことは十分推認されるところである。

しかしながら、事の発端は、Bが自ら引き起こした不始末に打ちひしがれて自殺を図ったことにあり、C夫婦も一人息子であるBの将来を悲観するとともに、自分達も生きる気力を失って、いっそ親子3人で心中して楽になろうという結論に達したものである (上記 2 (1))。このように、本件心中はあくまで親子3人の総意に基づくものであるから、たまたま当該自動車を運転していたのがCであるなど、本件心中においてCが主導的な役割を果たしているからといって、同人がBを故意

に死亡させたというのは当たらない。

(3) そうすると、Yらが商法 680 条 1 項 2 号により免責されることはないものというべきである。

4 保険金受取人の変更についての対抗要件の要否（争点 (3) ア）

(1) Yらは、保険金受取人の変更につき、保険契約者であるB (又はその相続人) が保険者であるYらに通知するまで、Xを保険金受取人と認めない旨主張する。

確かに、商法 677 条 1 項は、保険契約者が保険金受取人を変更したときは、これを保険者に通知しなければ、これをもって保険者に対抗することができない旨規定し、さらに、本件契約 1 及び 2 の各約款においては、『(保険金受取人の) 変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。』・・・、『(保険金受取人を) 変更したときは、保険契約者はその旨を会社に通知して保険証券に裏書を受けることを要します。』・・・と規定され、保険者に対する対抗要件が加重されていることが認められる。

(2) しかしながら、本件は、上記 1 において指摘したとおりの特殊異例な部類に属する事案であって、本件手紙に『私達がこんな事を考えているのを皆さんにきずかれぬようにするのに精一杯です』としたためられていることからしても、B及びC夫婦において、本件心中の結論に達した後は (そのような結論に到達したのは、本件手紙の文面からして、平成 16 年 8 月 24 日の直前であるものと認められる。)、その企図を周囲に覺られないように、ひたすら隠密に行動していたものであることは明らかである。しかも、同人らが、上記通知をしなければ保険金受取人の変更をYらに対抗することができないなどということを経験し理解していたとは到底考えられないのである (上記 2 (2) オ参照)。

そうであれば、B及びC夫婦が本件心中を決意してからこれを取行するまでの間に、Yらに対して上記のような通知をすることを求めるなどということは、およそ期待可能性がないことを強いるものにほかならない。しかも、本件の場合においては、理論上はともかくとして、Yらが上記通知がないことを理由に本件保険金の支払いを拒まなければ、二重

払いの危険性を生じるなどという弊害は実際にはおよそ想定し難いのである・・・。

(3) そうすると、本件保険金の受取人の変更について、Bからのその旨の通知がない以上、Xにこれを支払うことはできない旨のYらの上記主張は採用することができない。

5 本件保険金請求権の譲渡についての効力発生要件の有無及び対抗要件の要否（争点(3)イ）

(1) 争点(1)についての検討の結果に照らして、本争点についてはもはや検討する必要がない筋合いであるが、上記争点(1)についての結論が多分に微妙であること（上記2(2)オ参照）を考慮して、本争点についても念のため判断しておくこととする。

(2) Y₂は、・・・、商法674条2項は、前項の規定を受けて、「権利の譲渡」には被保険者の同意があることを要する旨の規定であるところ、同条1項は「他人の死亡により保険金額の支払をなすべきことを定める保険契約」についての規定であるのに、本件保険契約1及び2は、Bが自らを被保険者として締結したものであるから、明らかに前提を異にする。

したがって、上記Y₂の主張はそれ自体失当である。

(3) 債権譲渡の対抗要件としての、Y₁に対するその旨の通知ないしはY₁らの承諾が必要であるとのY₁らの主張については、基本的に上記4(2)で述べたところがそのまま妥当するものと考えられる。

したがって、この点のY₁らの主張もまた採用することができない。

6 結論

以上の次第で、Xの、(1) Y₁に対する請求は死亡保険金2000万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は棄却すべきであり、(2) Y₂に対する請求はすべて理由があるからこれを認容すべきである。これと結論を異にし、Xの請求を全部棄却した原判決は、Y₁の関係では上記の限度で変更を免れず、Y₂の関係では取消しを免れないこととなる。したがって、本件控訴はY₁に対する関係では上記の限度で理由があり、同Y₂に対する関係では全部理由がある。」

【研究】 判旨の結論に反対する。

1. はじめに

保険金受取人の指定変更権を有するのは保険契約者である。本件は、控訴審判決が「極めて特殊異例な部類に属する事案であるといつてよい」と述べている通り、指定保険金受取人Cが作成した手紙に記載された、いわゆる、遺書による保険金受取人の変更を認めた極めて特異な事例である。

2. 保険金受取人指定変更の意思表示は相手方のある意思表示か否か

大判昭和15年12月13日民集19巻2381頁は、保険金受取人の指定変更の意思表示は、保険者に対する場合には、相手方のある単独行為として意思表示の到達をもってその効力を生じると解している。これに対して、最1小判昭和62年10月29日民集41巻7号1527頁は、保険契約者が保険金受取人を変更する権利を留保した場合（同法675条1項但書）において、「保険契約者がする保険金受取人を変更する旨の意思表示は、保険契約者の一方的意思表示によつてその効力を生ずるものであり、また、意思表示の相手方は必ずしも保険者であることを要せず、新旧保険金受取人のいずれに対してしてもよく、この場合には、保険者への通知を必要とせず、右意思表示によつて直ちに保険金受取人変更の効力が生ずるものと解するのが相当である」と判示し、保険金受取人の指定変更の意思表示の相手方を保険者、新旧保険金受取人とする旨を明らかにした。しかし、この意思表示がそれらのいずれかに到達することを要するのか、また意思表示の相手方をこれら3者に限定すべきかについては明確には示されていない。

しかし、下級審裁判例であるが、近時の多くの裁判例及び学説の多数説は相手方のない意思表示と解している（大阪地判昭和60年1月29日文研生命保険判例集4巻146頁、東京地判平成9年9月30日金判1029号28頁、その控訴審である東京高判平成10年3月25日金判1040号6頁、京都地判平成18年7月18日金判1250号43頁等。学説の状況に関しては、山下典孝「保険金受取人の指定・変更」金判1135号（2002年）74頁以下参照。なお、保険法案43条2項は、「保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によつてする。」として、意思表示の相手方を保険者に限定する）。

本判決は、この問題については一切言及していない。しかし、「本件手紙は、・・・親子3人で話し合った結果、一家心中を決意した上で、Dの実妹であり、日ごろから親しく交流していたXに死後の後始末を託そうとしたものであって、親子3人の総意を踏まえて一家の長であるCがしたためたものと解するのが相当である。C主体の文面であるにもかかわらず、その末尾に3人の名が記載されているのはその点を明らかにする趣旨であるものといつてよい。」と判示している。このことは、旧保険金受取人Cが保険契約者Bの指定変更の意思に従い、その旨を本件手紙に記載したものと捉えるならば、相手方のある意思表示と解する見解であったとしても、保険金受取人変更がなされたと解する余地がある。すなわち、本件手紙の日付である平成16年8月24日の直前に、旧保険金受取人Cに対して、保険契約者Bが指定変更の意思表示を行い、その内容が本件手紙に記載されたという考え方である。あるいは、本件手紙において保険金受取人をCからXに変更する旨の意思表示を行い、その意思表示が新保険金受取人Xに到達する前に保険事故が発生した事例と捉えても、新保険金受取人に対する保険金受取人変更の意思表示がなされたと解する余地がある（民法97条2項参照）。

しかし、前掲・最1小判昭和62年10月29日の事案では、保険契約者が新保険金受取人に対して保険金受取人変更の念書と保険証券を差出していることから、保険金受取人変更の意思表示は明確である。これに対して、本判決では、後述するように、保険金受取人指定変更の意思表示が本件手紙において明確になされているか否かが争点となる。

3. 保険金受取人の指定変更の権限

保険金受取人の指定変更権は保険契約者が有するものである。本件においては、保険契約者Bではなく、指定保険金受取人Cが作成した本件手紙の記載内容を検討した上で、保険契約者Bの同意のもとに、CがBに代わって保険金受取人の意思表示を本件手紙に記載したものと解し、保険契約者による指定変更権の行使があったものと考えられる。そこで、以下では、Cが作成した本件手紙の記載内容から、これをBによる指定変更権の行使と捉えられるかを検討する。

4. 本件手紙の趣旨の検討

原審は、本件封書の差出人として、Cの署名のみがあり、Bの署名はないこと、本件手紙の主体は、終始、C又はC夫婦であり、Bは主体として現れないこと、さらに具体的な本件手紙の記載を検討した上で、「本件手紙においては、Xに保険金を帰属させる旨の意思表示がなされているのではなく、保険金の使途を指定してその実行をXに委託するとともに、残余金はC家の祭祀に充てることを欲する旨の意思表示がなされているというべきである。」として、「本件手紙において、保険金受取人をCからXに変更する旨の意思表示があったと認めることはできない。」と判示する。

これに対しては、本判決は、「当然のことながら、本件保険金をXにおいて受領すべきことが前提にされているのであり、単に『保険金の使途を指定して、その実行をXに委託』しているにとどまるものではない。」とし、Xをして本件保険金を受領せしめるというC夫婦及びBの意思はこの上なく明確であるとしながらも、本件保険金受取人をCからXに変更する旨のBの意思表示と解すべきなのか、それとも、Cの本件保険金請求権のXへの死因贈与の意思表示と解すべきなのかは微妙なものがある、とする。

本判決は、Cが遺書である本件手紙を記載するに至った事情を考慮した上で、本件手紙の記載が保険金受取人をCからXに変更したと解するのが合理的であるとする。控訴審判決の解釈方法は、遺言の解釈方法を、遺書における保険金受取人変更においても用いているものと考えられる。そこで、以下では遺言の解釈方法与保険金受取人変更に関して若干検討を行う。

5. 遺言による解釈方法

遺言の解釈については、遺言者の真意を尊重すべきと解されている（浦野由紀子「遺言の解釈」久貴忠彦他編『遺言と遺留分第1巻遺言』（日本評論社、2001年）221頁以下、中川善之助＝加藤永一編『新版注釈民法(28)相続(3)〔改訂版〕』（有斐閣、2002年）49頁-50頁〔加藤永一〕）。そして判例は、遺言の解釈に当たっては、遺言書に表明されている遺言者の意思を尊重して合理的にその趣旨を解釈すべきであるが、可能な限りこれを有効となるように解釈することが右意思に沿うゆえんであり、そのためには、遺言書の文言を前提にしながらも、遺言者が遺言書

作成に至った経緯及びその置かれた状況等を考慮することも許されるものというべきであるとする（最二判昭和 58 年 3 月 18 日判時 1075 号 115 頁、最二判平成 3 年 4 月 19 日民集 45 卷 4 号 477 頁、最三判平成 5 年 1 月 19 日民集 47 卷 1 号 1 頁、最三判平成 13 年 3 月 13 日判時 1745 号 88 頁等）。遺言は相手方のない単独行為であることから、相手方の保護や取引の安全を考慮する必要がないので、意思主義に従い遺言者の真意を問題にすべきであると解されている（浦野・前掲 222 頁、中川＝加藤編・前掲書 50 頁〔加藤永一〕）。

遺言の解釈が必要とされるのは、遺言者の意思を遺言書の記載から一義的に明らかにできない場合である。そのため、遺言者の真意が何であったかを遺言書以外の資料を利用しなければならないが、近時の学説は文字に拘泥する必要はないが遺言書の文字から全くかけ離れた解釈をすることは許されないと解されている（中川＝加藤・前掲書 50 頁-51 頁〔加藤永一〕）。

確かに、保険契約者の保険金受取人指定変更の意思表示を尊重する必要から、場合によっては、遺言の解釈に関する学説及び判例法理から、保険契約者の合理的な意思を推測する必要が考えられなくもない。

しかし、遺言の解釈は、先述の通り相手方の保護や取引の安全を考慮する必要がないことを理由に遺言者の真意を問題とすることになるが、保険金受取人変更を巡る問題について、保険者は取引の相手方の地位にあることから、取引の安全がまさに問題となる。従って遺言の解釈における学説及び判例法理をそのまま適用することは妥当ではない。

仮に、保険契約者の合理的な意思解釈を考慮しても、本件で問題となる手紙の記載事項に関しては、原審判決が述べるように、あくまでも保険金の使途について、X にそれを託したものと解するしかないと考える。

さらに本判決は、「本件手紙には、『これ（本件手紙）を読み終わり次第、必要事項をメモをして、これはすぐに焼き捨ててください』とも記されていることからすると、C が本件手紙の意義を全く重視していなかったことが明らかである。」とする。保険金受取人変更を行う場合に、その変更の意思表示は明確である必要があり、その意思表示がなされていると考えられる本件手紙の意義を全く重視していないというのであ

れば、その手紙の記載自体を保険金受取人変更の意思表示があったとすること自体、矛盾するのではいか。

以上の検討より、私見では、X への保険金受取人変更を肯定した本判決に反対する。

6. 対抗要件としての通知

保険金受取人の指定・変更を保険者に対抗するためには、保険契約者は保険者に対してその旨を通知しなければならない（商法 677 条 1 項）。保険者の二重払いの危険を防止するために通知を義務付けているのであり、通知がなされるまでは、保険者が旧保険金受取人に保険金の支払いをしても免責されることになる（前掲・最判昭和 62 年 10 月 29 日）。実務上保険約款では、保険者への通知だけではなく、保険会社所定の保険金受取人変更請求書の提出及び保険証券に保険者の承認裏書を受けることが要求されている。保険金を受け取る権利者を確定するための明確な基準を整える必要性、保険会社の大量事務処理の迅速確実な処理の必要性から合理的な特約であるとして、当該約款の規定は有効なものと解されている（大判昭和 11 年 10 月 28 日民集 15 卷 22 号 1913 頁、大判昭和 13 年 5 月 19 日民集 17 卷 12 号 1021 頁、前掲最判昭和 62 年 10 月 29 日、西嶋梅治著『保険法〔第 3 版〕』（悠々社、1998 年）333 頁）。さらに実務的には、保険契約者に保険金受取人が誰になっているかの確認を促す意味もあるとされている（日本生命保険生命保険研究会編著『生命保険の法務と実務』234 頁（金融財政事情研究会、2004 年）。また保険会社は、保険金受取人変更請求書の提出により、保険金受取人に伴う被保険者同意の有無、被保険者と無関係な者が保険金受取人に変更されるなどのモラルハザード的な要素の有無をも、チェックしているとされている（日本生命・前掲書 234 頁）。

被保険者死亡後においても保険者に対する対抗要件の通知を認めるのが学説の多数説及び下級審裁判例の立場である（服部榮三＝星川長七編『基本法コンメンタール商法総則・商行為〔第 4 版〕』（日本評論社、1996 年）287 頁〔金澤理〕、肥塚肇雄「不明確な遺言による保険金受取人変更に関する若干の考察」奥島孝康・宮島司編『商法の歴史と論理－倉澤康一郎先生古稀記念－』（日本評論社、2005 年）287 頁、田邊康平『新版現代保険法』（文眞堂、1995 年）244 頁、西嶋・

前掲書 335 頁、山下友信『保険法』(有斐閣、2005 年) 502 頁、東京地判昭和 47 年 7 月 28 日下民集 23 卷 5～8 号 403 頁、大阪高判昭和 63 年 12 月 21 日文研生命保険判例集 5 卷 388 頁、前掲・東京地判平成 9 年 9 月 30 日、前掲・東京地判平成 10 年 2 月 23 日、前掲・東京高判平成 10 年 3 月 25 日、前掲・京都地判平成 18 年 7 月 18 日等。反対する見解としては、中村敏夫『生命保険契約法の理論と実務』(保険毎日新聞社、1997 年) 256 頁、山下典孝・前掲論文 77 頁)。

肯定する見解によれば、商法 677 条 1 項の通知をなし得る者は、保険契約者が死亡した後はその地位を承継した保険契約者の相続人が対抗要件を具備し得ると解する見解(西嶋・前掲書 335 頁、前掲・東京地判平成 10 年 2 月 23 日)と、遺言による保険金受取人の指定変更の場合には、遺言執行者が通知を行うべきであるとする見解(山下友信・前掲書 503 頁、前掲東京地判平成 9 年 9 月 30 日、前掲・東京高判平成 10 月 3 月 25 日)とが唱えられている。なお、保険法案では、先述の通り、変更の意思表示を保険者に限定したことから、対抗要件の通知は原則として問題とならない。しかし、例外として、保険法案 44 条は、その 1 項で、遺言による受取人変更ができることを認め、2 項で「遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、これをもって保険者に対抗することができない。」として、被保険者死亡後、保険契約者の相続人による保険者への通知を要求している。すなわち、保険法案においても保険者に対する対抗要件としての通知は、保険契約者の相続人が行うべきことが要求されている。

これに対して、保険事故発生後の通知を否定する見解によれば、保険金受取人を保険契約者の相続人からそれ以外の者に変更した場合には相続人が対抗要件を具備することを期待できないこと、保険契約者の相続人が保険金受取人の指定変更の事実がないにもかかわらず、自身に保険金受取人を指定又は変更されたと称して保険者に通知の裏書を求める危険があること、を理由として保険契約者の相続人による通知を否定する(中村・前掲書 256 頁参照)。しかし、否定する見解に対しては、保険金受取人の指定変更の意思表示が明確な場合にまで否定する必要はないとして、その意思表示の明確性を確保する方策を工夫することにより問題の解決を図る

べきとする批判がされている(岡野谷知広「判批」保険事例研レポ 165 号(2001 年) 19 頁)。

本判決は「B 及び C 夫婦が本件心中を決意してからこれを敢行するまでの間に、Y らに対して・・・通知をすることを求めるなどということは、およそ期待可能性がないことを強いるものにほかならない。しかも、本件の場合においては、理論上はともかくとして、Y らが上記通知がないことを理由に本件保険金の支払いを拒まなければ、二重払いの危険性を生じるなどという弊害は実際にはおよそ想定し難いのである」として、B による通知を不要と解する。

しかし、本件手紙の記載を巡っては、原審と本判決で見解の相違が生じており、かつ、本判決においても保険金受取人の変更の意思表示か、保険金の死因贈与の意思表示か微妙であると述べている。保険金受取人の意思表示が明確とは必ずしも言えない状況下において、X に保険金の支払いを行った場合には、Y らに二重払いの危険性が生じることは十分にあり得るはずである。本判決は、本件手紙に記載されている事項以外の様々な状況を総合判断して、事後的に保険金受取人変更の意思表示があったと解釈しているが、Y らにそのような判断を迅速に行わせることは酷ではないかと考える。また対抗要件を定めた法の趣旨や約款で対抗要件を加重している条項の設定趣旨を没却する解釈であると考えられる。

本件の場合、保険契約者 B 自身による対抗要件としての通知を求めることが事実上不可能であっても、先述の下級審裁判例や学説の多数説の見解によれば、被保険者死亡後に B の法定相続人による対抗要件の通知は、必要なものと考えられる。

本件の場合、X は B の法定相続人ではないため、学説の多数説が求める被保険者死亡後の相続人による対抗要件の通知はなされていない。このような場合、保険者は訴訟告知制度(民事訴訟法 53 条 1 項 4 項・46 条参照)を利用して、保険契約者の法定相続人に訴訟告知することにより、二重払いの支払を回避することは可能である(前掲・京都地判平成 18 年 7 月 18 日参照)。しかし、保険金受取人指定の意思表示か否かが相続人間で争いになっている場合や、本件のような場合に保険者が訴訟に巻き込まれるといった問題点が抜け落ちており、大量の事務処理を行う保険者に過大な負担を課することになる。こ

これらの費用負担はいずれ他の保険契約者が負担することになるのではないか(山下典孝「判批」金判1250号(2007年)47頁)。

7. 被保険者故殺免責について

本判決は、Cが本件心中において主導的な役割を果たしたであろうことは十分推認されるとしながら、「本件心中はあくまで親子3人の総意に基づくものであるから、たまたま当該自動車を運転していたのがCであるなど、本件心中においてCが主導的な役割を果たしているからといって、同人がBを故意に死亡させたというのは当たらない。」と判示する。

確かに、商法680条1項1号や普通保険約款で規定されている自殺に関して、その手段・方法は、問われていない(坂本秀文「被保険者の自殺」塩崎勤編『現代裁判法大系25生命保険・損害保険』(新日本法規、1998年)141頁、日本生命・前掲書267頁、山下友信・前掲書469頁等)。他人をして自己を殺害させる嘱託殺人の場合も自殺に含まれていると解されている(東京地判平成4年11月26日判時1468号154頁、大森忠夫『保険法〔改訂版〕』(有斐閣、1975年)291頁、西嶋・前掲書361頁、日本生命・前掲書267頁等。但し、山下友信・前掲書469頁、石田清彦「安楽死の場面での嘱託殺人と生命保険金請求権の可否」塩崎勤・山下丈編『新・裁判実務大系19保険関係訴訟法』(青林書院、2005年)341頁以下参照)。

しかし、無理心中により殺害された者は、自分の殺害に同意していないことから、自殺ではないと解されている(坂本・前掲論文141頁)。

本件の場合、Bが自身の殺害に同意したか否かは、本件の事情から言っても困難ではないかと考える。しかも、本件の場合、保険金受取人CがBを故殺したということは事実関係からも明白である。第三者的立場で、親子3人の総意に基づくとする本件判決の判断には疑問である。

仮にBの同意があったとしても、本件では、保険金受取人Cが被保険者Bを故殺しその保険金でBの借金を清算することを意図しており、保険金取得目的であることは明白である。故殺免責を否定し、保険金取得を認めることは商法680条1項2号の立法趣旨である公序良俗違反

を肯定することとなり許されるべきではない(なお、大阪高判昭和41年5月27日民集21巻1号83頁参照)。

さらに、嘱託殺人による場合も自殺に含めたとしても、当該自殺が公序良俗に反する場合には、当該契約を無効とする見解も唱えられている(石田・前掲論文343頁参照)。

被保険者を死亡させることについて故意があった以上、殺害の当時に保険金取得の意思を有しないときでも、保険者の免責となると解されていることから(最判昭和42年1月31日民集21巻1号77頁、中西正明『生命保険法入門』(有斐閣、2006年)176頁、山下友信・前掲書472頁等)、本件においては、保険者の免責を認めるべきと考える。

8. 死因贈与の成立の可否

死因贈与契約は、贈与者の死亡によってその効力を生ずる諾成契約であることから、贈与の相手方が受諾をすることが必要となる(民法554条、549条)。本件では、B死亡後の翌日に本件封筒をXが受け取っていることから、死因贈与契約の成立を肯定することはできないはずである。

9. 結論

以上の検討より、私見は、本判決の結論に反対し、Xへの保険金受取人変更は認められないと考える。また、保険金受取人Cによる被保険者Bの故殺免責を認めるべきと考え、Yらは保険金支払を免れると考える。

なお、本判決においては、保険金受取人指定変更の意思表示が必ずしも明確とはいえず、故殺免責を肯定するか否かについては確かに微妙なケースとも考えられ、保険金受取人はCのままだとする結論もあり得るなど、裁判所は、訴訟指揮により保険金受取人Cの相続人に対する訴訟告知を促し、いずれの解釈をとったときであって、対応できるようにすべきではなかったかと考える。

(大阪：平成20年5月16日)

報告：大阪大学 准教授 山下 典孝 氏
指導：大阪学院大学 教授 中西 正明 氏
神戸学院大学 教授 岡田 豊基 氏
立命館大学 教授 竹濱 修 氏